

議案第 19 号

墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

墨田区立幼稚園設置条例（昭和 43 年墨田区条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区立菊川幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

近隣の教育・保育施設の設置状況等を踏まえ、充実した幼児教育及び効率的な幼稚園運営を実施するため、墨田区立菊川幼稚園を廃止する必要がある。